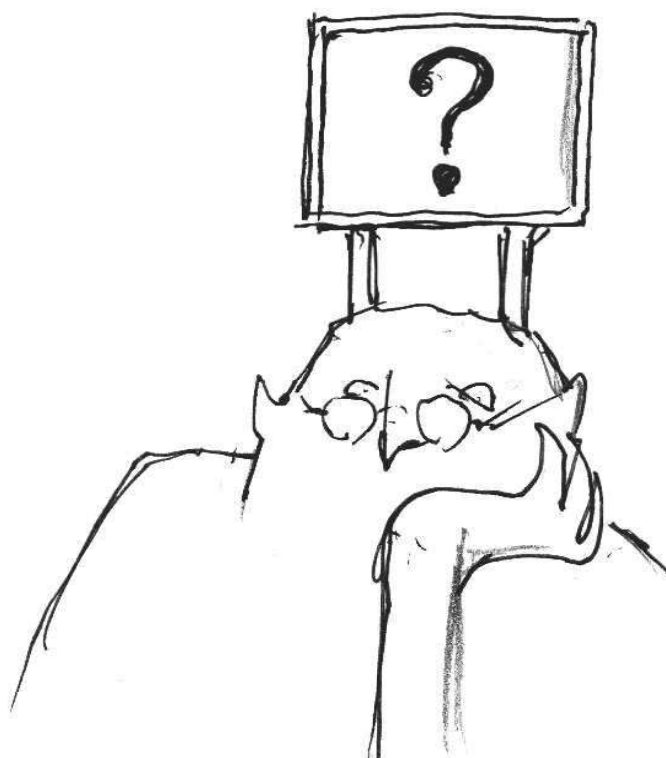


6 屋外広告物の保険

看板施設の破損による被害者への賠償責任に備えるためにも、賠償責任保険の加入について広告主に説明しておきましょう。

看板仕様	対象
吊下	契約が好ましい
屋上・壁面・行灯	同上
野立（建植）	第三者に加害の恐れがあると思われるもの ・幹線道路、駐車場敷地に設置のもの ・集客施設、民家付近に設置のもの ・その他必要に応じて



3章 屋外広告物とデザイン

1 屋外広告物デザインの心がまえ

屋外広告物は広告主の意向で設置される「個」の広告物ですが、設置された瞬間から街の景観を創る重要な要素であり、「公共」の一部になることを忘れてはいけません。広告主、製作者、行政が一体となって、地域に受け入れられるような広告物を作成することを心がけなくてはなりません。

また、屋外広告物の必須条件として「機能性」「審美性」「経済性」がありますが、デザインにあたっては「機能性」と「審美性」が大きな構成要素となります。

2 広告主との協議

(1) 広告主へ伝えなければならないこと

屋外広告物は、原則、許可申請が必要です。自治体から何も言われないから大丈夫、落下事故を起こしていないからといって大丈夫ではありません。さらに、自治体により定められた規制地域があります。特別規制地域では、一般広告が不可となります。広告主が掲出したいからと言って、特別規制地域に一般広告を掲出することはできません。広告主に対して、説明が必要な項目は以下の通りです。

- ・規制地域、掲出できる屋外広告物かどうか等の詳細
 - ・自身の会社が掲出できる屋外広告物の説明
 - ・広告主が既存建築物へ壁面広告や突き出し看板を希望した場合、屋外広告物業のみの登録業者では設置できません。既存建築物へ固定する場合、原則、その建築物の設計者への確認が必要となります。
 - ・建設業法による請負金額制限等があること。
- 自身の会社で対応ができない場合、依頼辞退を検討する必要があります。

(2) コンプライアンスの徹底

広告主を欺いて契約を締結した場合、詐欺罪や横領罪が適用される可能性があります。広告主への説明を怠ったり、自身の会社で掲出することのできない広告物を請け負った場合や、広告主と共謀した場合、自治体により告発される可能性があります。その場合、行政罰（業登録の取り消し等）、刑事罰を受けなければなりません。社会的には、違反の事実が報道され、広告主とともに社会的信頼と信用の失墜を招くことになります。

3 依頼内容の整理

広告主の依頼（要望）に沿って、屋外広告物の計画を行います。まず、2章の法令チェックシートに従い規制地域等の確認をします。規制地域により規制が厳しい場所があるため、注意が必要です。広告主の依頼が規制内容に抵触する場合、依頼内容の修正を求めなければなりません。規制地域の制限を超える屋外広告物を設置したい場合、静岡市屋外広告物審議会での審議が必要となるので、担当課への相

談が必要となります。担当課では、広告主からの依頼直後から、手続き、設計施工に関するアドバイスをを行います。不明な点、わからないことがあったら、お問合せください。

広告主の依頼から、図形やフォント等表示面のデザイン、施工場所、施工期間、設置にかかる費用の算出等を行い、検討結果を広告主に伝えなければなりません。

4 屋外広告物の規制

(1) 色彩規制

本市において色彩規制のかかる広告景観整備地区は以下の通りです。

- ・三保半島広告景観整備地区
- ・東静岡駅周辺広告景観整備地区
- ・御幸通り周辺広告景観整備地区
- ・恩田原・片山地区屋外広告景観協定の広告景観協定地区

加えて、民間と連携した清水港・みなと色彩計画への協議が必要な地域があります。



(2) 規制地域

本市の屋外広告物規制は、第1種特別規制地域、第2種特別規制地域、第1種普通規制地域、第2種普通規制地域の4つの規制があります。詳しくはP15を参照して下さい。

5 表現と訴求

(1) 機能性

① 掲出地の特性

屋外広告物は、歩行者または車や電車など、移動中の公衆に向け発信されます。従って、見る場所の特性を考慮したデザインが必要となり、以下の特性について十分に理解する必要があります。

- ・地域の特性 繁華街なのか、歴史的地区、住宅地かなど、地域の性格。
- ・道路の特性 幹線道路なのか、歩行者中心かなど、どこから広告物が見られるのか。
- ・見る人の特性 通勤者なのか、観光客なのか動線はどうかなど、誰がどう見るのか。

② 情報の整理

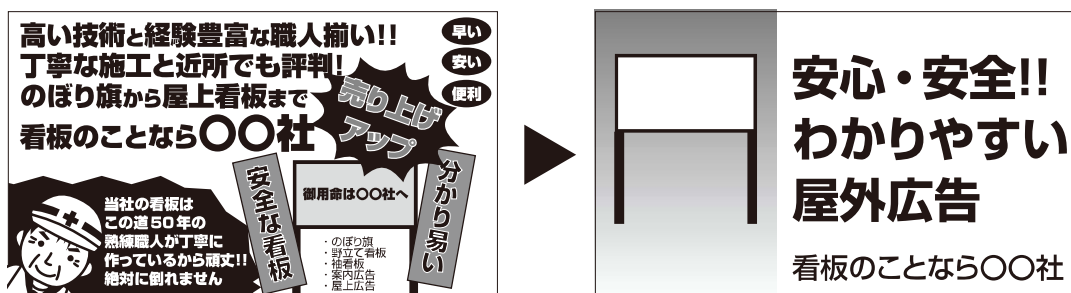
移動時に人の目が1箇所に留まるのは、0.3秒前後とされています。その一瞬で読み取れる文字数は最大15文字といわれています。本当に伝えたいことは何なのかを十分に吟味し、その優先順位を考慮し、メリハリをつける必要があります。

3章 屋外広告物とデザイン

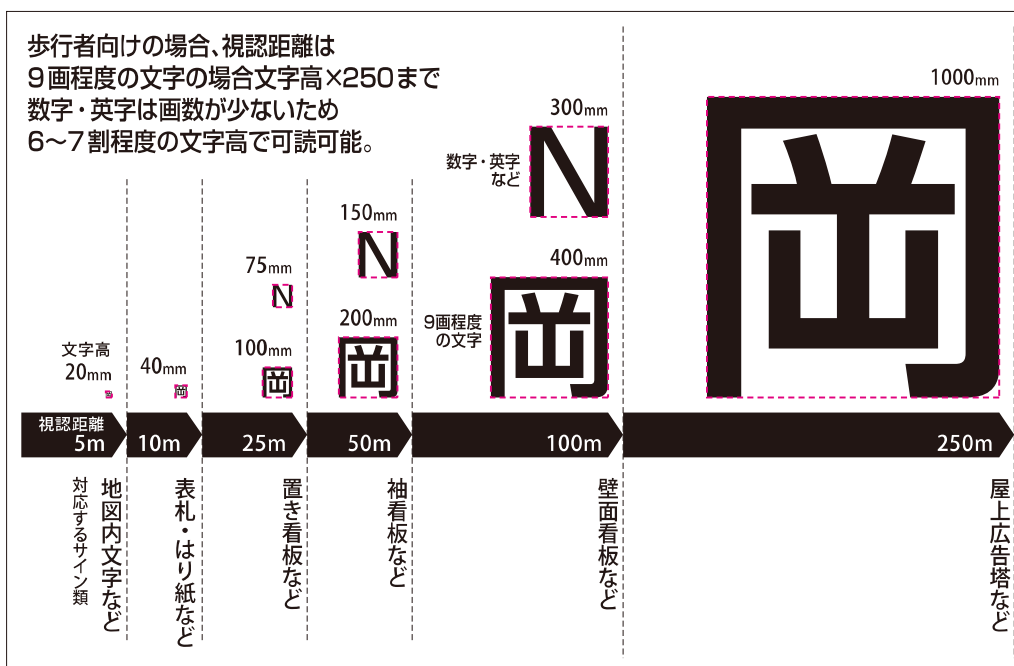
③ 視認性と判読性

屋外広告物に求められる機能に、「誘目性」「視認性」「可読性」があります。 誘目性とは、目を引きそこに何かがあるということが分かること。

視認性とは、そのものが標識なのか、看板なのかなど、区別がつくこと。可読性はその情報が読めること。特に可読性については距離と文字の大きさ（文字高）に相関関係があり、図を参考に文字の大きさを決めます。



(2) 審美性



① 景観への親和性

3章冒頭で述べた通り、広告効果を高めるには、地域に受け入れられるような広告物を目指します。従って、地域の特性に合わせ、一般的な商業地区では企業のアイデンティティを、伝統的な地区では公益性を優先させるなど、景観と調和するデザインを心がける必要があります。

② 色 彩

地区にかかる色彩規制はもちろん、色味の鮮やかさを決める彩度、明るさを決める明度などに注意しながら表示面の配色を決めます。派手な色同士を組み合わせても目立つとは限らず、むしろ読みにくくなる場合があります。一般的に、背景と図のコントラストが強くなるほど可読性が高くなるため、明度差に注意するとよいでしょう。



3章 屋外広告物とデザイン

③書 体

一般的に屋外広告物に使われる書体は明朝系よりもゴシック系が読みやすいとされています。また、文字の太さと可読性には相反関係があり、太い文字ほどインパクトはありますが、文字が潰れて読みにくくなるため、広告物を読ませたい距離に合わせ、適切な太さの書体を選ぶことが大切となります。

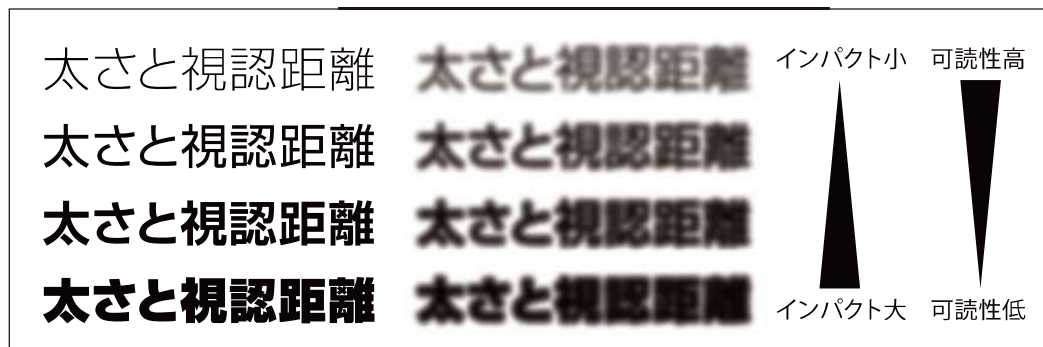
(3) 訴 求

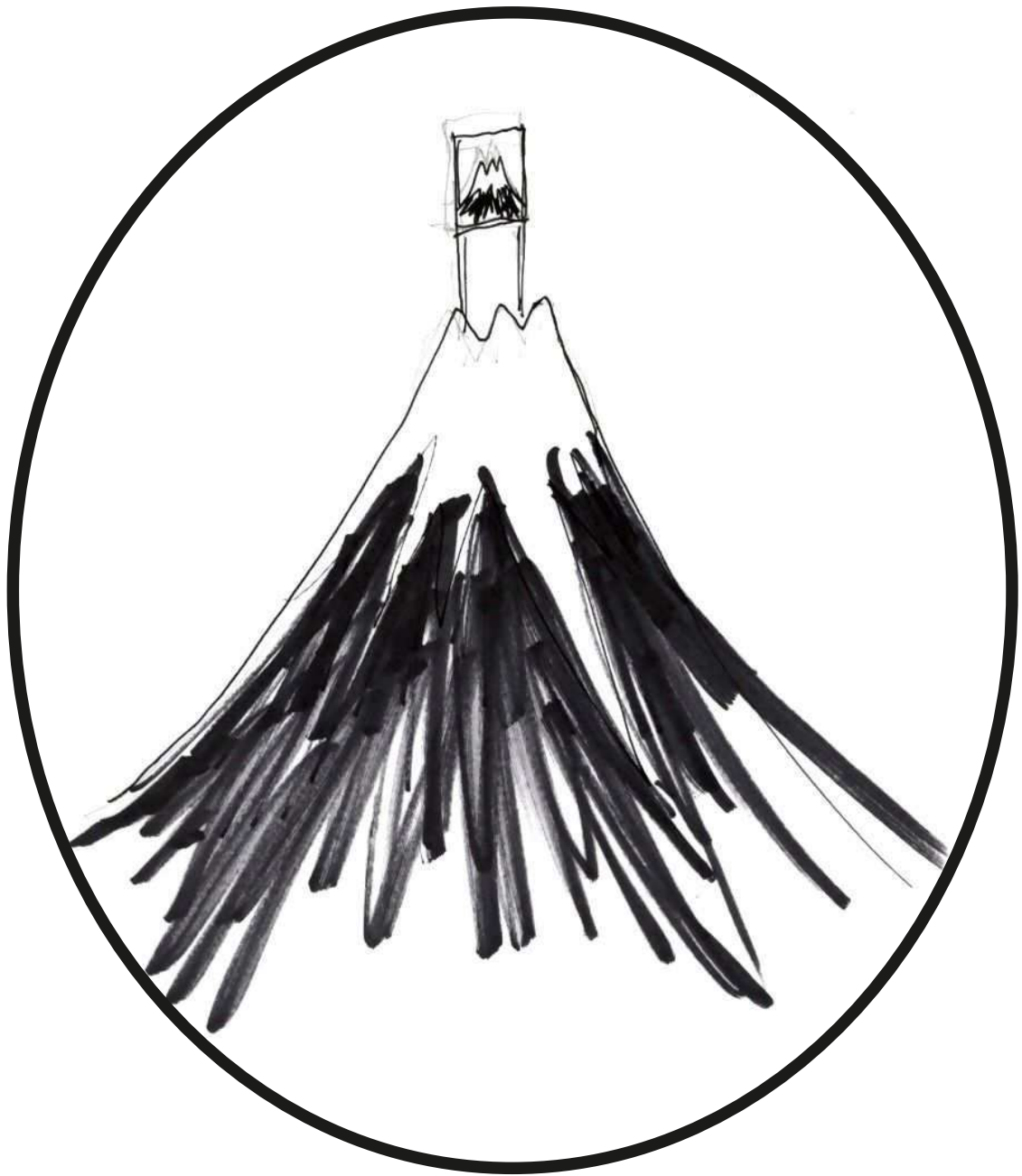
①時 間

人の記憶は、感覚記憶、短期記憶、中期記憶、長期記憶に分けられるとされています。屋外広告物の目的は、なるべく長期記憶に近いところまで印象付けることにあります。美的効果と機能的効果のバランスが良く、情報量が適切で高機能な屋外広告物が、時間的に長く記憶されるものであるといえます。

②範 囲

人の記憶に長く刻まれることにより、その情報の伝播範囲が広くなるといえます。水準が低い屋外広告物は、人の記憶に残らないため伝播範囲が狭小となるため、設置目的を達成することができません。





4章 屋外広告物の設計・積算

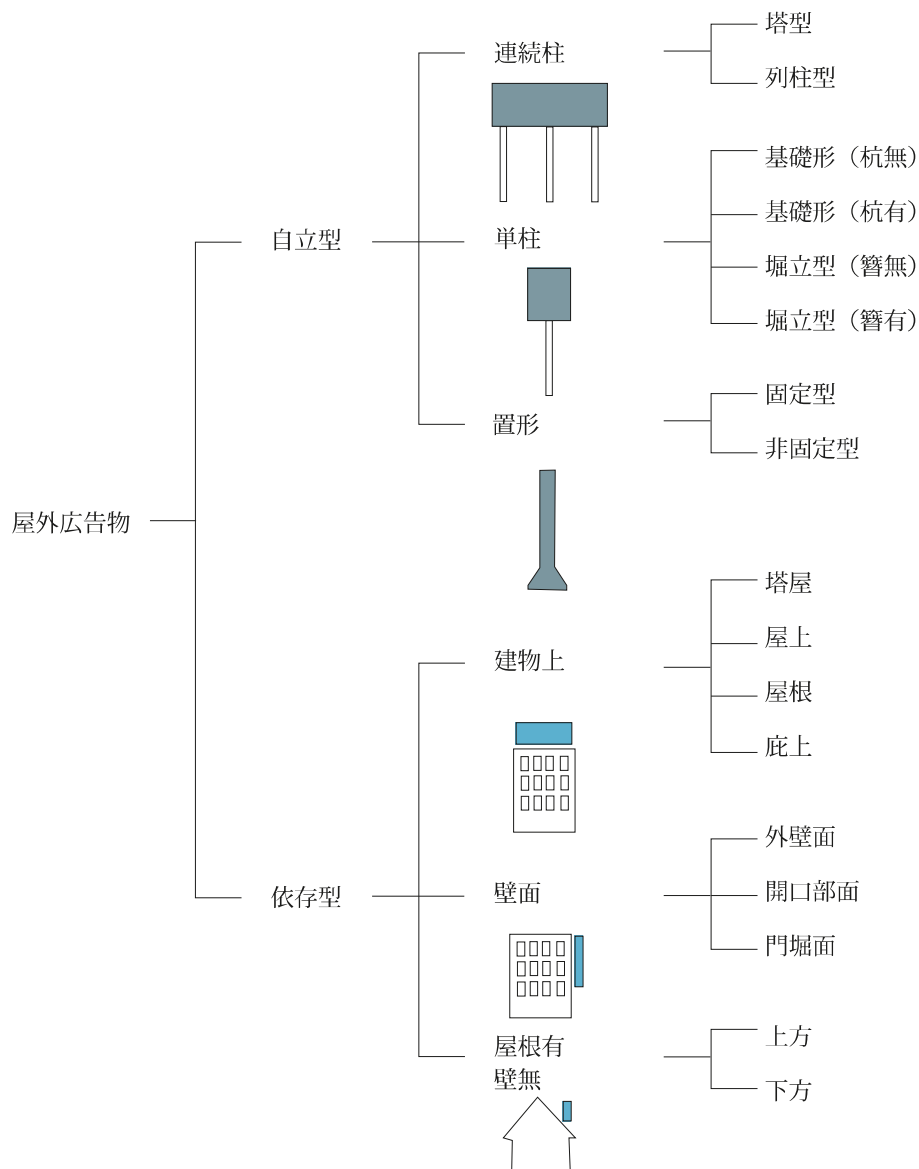
1 屋外広告物の種類

(1) 屋外広告物の形態

屋外広告物を設置する際の基礎と地質（地耐力を含む）、基礎に固定される支柱（控えを含む）と盤面の大きさや形態は、屋外広告物の安全を確保する上で、重要な要素となり、設計する上で検討が不可欠な部分となります。

屋外広告物の設置場所と形態は、構造上の安全を確保する上で密接に関わっており、設計においても重要な要素となります。

基礎等と形態を区分すると図のように分類することができます。



(2) 自立型

野立広告（建植看板ともいう）等、建築物や工作物に設置しないものが自立型となります。自立型であっても、立面的に重なるもの（他社設置の看板に溶接等により後付けするもの）は設置できません。既存の野立看板基礎を傷つけたり（器物損壊等にあたる可能性があります）、所定の大きさの基礎を設置できない場合があります。

屋外広告物を単独で設置する場合、地盤の締まり具合、場合によっては地耐力を確認し、その結果を屋外広告物の設計に反映しなければなりません。ゆえに、屋外広告物独立基礎の隣に、別の独立基礎を設置することはできません。設置場所が地上であればその場所の地質を把握しておくことも設計において重要なこととなる場合があります。

(3) 依存形

①建築物に関わる調整が必要な場合

ア 新築（改築や増築を含む）の場合

建築物の屋上や壁面の場合、建築計画当初の範囲内において、安全を確認した後、設置することができます。建築計画当初の範囲を超える場合、再度、建築物の計算をやり直し、安全を確認する必要があります。屋根上に屋外広告物を設置する場合等、部材ごとの一部計算では安全を証明できない可能性があります。当初計画より、設置される屋外広告物の固定方法を検討し、必要な部材等の設計を行わなければなりません。

建築物に直接屋外広告物を設置する場合、屋外広告物業者のみで建築物に設置する屋外広告物の安全を判断することはできません。建築物に設置する場合は、建築物と屋外広告物に作用する風圧力や地震力を総合的に検証しなければならないため、設計に携わった建築士への確認が必要となります。

特に建物の屋上のような高所では、防災上の注意も必要となります。また、風圧力や地震力は基礎や取り付け部分で負担し、最終的には建築物の部材で外力を受けることになります。

完成した建築物の外壁に屋外広告物を設置する場合（当初設計で見込まれていない場合）、あと施工アンカーで固定することを検討することになりますが、メーカー保証や国土交通大臣の認定に係る可能性が高くなるため、外壁へ加工を加えることは難しくなります。鉄筋コンクリート造の場合、当初からアンカーが設置されていない場所に鉄筋を傷めず、アンカー用の穴を穿つことは、ほぼ不可能といえます。

イ 既存建築物の場合（新築完了後を含む）

新築の場合と同じく、原則、屋外広告物業者のみでは建築物に屋外広告物を設置することができません。これは、建築基準法で定義する工作物に該当するか、該当しないか、という問題ではなく、屋根及び外壁が主要構造部として建築基準法に建築基準法に定義されていることに起因します。屋根及び外壁に穴を開け荷重を増加させるため、建築士の判断（主要構造部の変更）が必要になります。これは、建物所有者や広告主の意向であっても、確認しなければなりません。

建築物に屋外広告物を設置する場合、外壁は建築基準法により主要構造部と定義されているため、JIS、JAS、国土交通大臣の認定を受けた材料でなければ使用することができません。

さらに、タッピングビスやドリルねじ等は、あと施工アンカーに定義されています。あと施工アンカーは、国土交通省令第1204号により大きな制限が加えられているため、屋外広告物を設置するために規定外の材料を使用することはできません。建築計画当初、屋上看板や袖付看板設置を想定しアンカーボルトを設置済の場合、当初計画範囲内において、屋外広告物を設置することができます。やむを得ない場合、耐震補強工事の手法で、安全確認を行った場合は、屋外看板を設置することができる可能性があります。また、建物 壁面や屋上に取り付ける場合は、建物と緊結するための接合金物などの設計、選択も重要となります。

4章 屋外広告物の設計・積算

屋外広告物設置工事は、建築する工程の最終盤になります。そのため、元請けから離れて設置する、建築士の現場管理から離れて設置するケースが増えています。建築物への広告物設置は、建築士の判断（主要構造部である外壁への穴あけ、固定金物の規格等）が必要になることから、新築であっても、同様の取り扱いとなります。建築士と元請けから離れて、外壁に穴を開ける等を行った場合、穴を開けられた材料の保証がなくなる場合が予想されますので、注意が必要です。

JIS のボルトナットを使って挟む固定方法であれば、建築士の了解のもと、設置できる可能性が高くなります。その際、下地鉄骨、鋼板により外壁材を挟む等、建物部材への固定方法の検討、現場工程に合わせた設置が必要となります。外壁、屋根、その他の主要構造部への固定は、当初設計の検討、設計変更での検討が必須となるため、建築士の判断が必要となります。

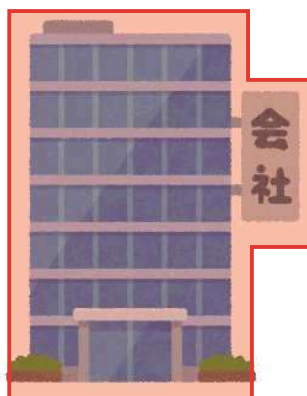
元請けや設計管理の建築士がいなくなってから独断で設置することは、建築基準法においても違反行為となる可能性があります。

ウ 工作物に関わる調整が必要な場合

工作物の余力が確認できない場合、工作物（側溝、擁壁、塀等）に依存して屋外広告物を設置することはできません。設置目的の異なった工作物への固定は、工作物への負担をかけるばかりでなく、工作物の余力確認ができないケースが多くあります。特に、自治体が設置した工作物への屋外広告物設置は、広告物設置が目的外となるため、許されていません。

資格により制限される設計の範囲

建築士が設計できる範囲



屋外広告物業者が設計できる範囲



建物側に属する接合部は、建築士でなければ設計することができない。

2 設計案の作成

(1) フレームの設計

広告主の要望をもとに、板面デザインとフレーム設計を同時に進めます。広告主の要望により、板面が大きい場合、フレーム設計に大きな影響を与えます。事前に、パターンを用意して、広告主と協議する方法もあります。原則、野立看板の場合、建築基準法では風速 32m/s、屋外広告物法では 25m/s 程度に耐えるものが求められます。

(2) 安全性の確認

① 共通事項

屋外広告物を設置する際、周辺の安全性の確保、地中の安全性の確保が必要です。支柱が折れる、壁面看板が落下すると、人や物に損害を与える可能性が高くなります。折れない、落下しないという、二次対策が必要となります。

② 4 m以下の広告物の安全確保

4 mを超える広告物は建築基準法の適用を受け、構造計算により、決められた基準の安全を求め図面化し、確認申請・検査となります。4 m以下の看板は建築基準法の工作物には該当しませんが、静岡市屋外広告物要綱に求める安全確認が必要となります。汎用性、経済性の観点から、建築基準法にならって、同等の対応をするのが望ましいと思います。構造計算により安全の根拠を求め、使用材料も準じて対応することが安全性確保において効率的な方法となります。安易に経験や勘で判断せず、図面化し、製作・設置することで安全の確保を図ることが重要です。

(3) 建築物に設置する際の注意事項

建物所有者が承諾しても、法令合致しなければ屋外広告物を設置することはできません。建築物に係る建築基準法等の法令により、外壁への屋外広告物掲出は、厳しく制限されますので、注意が必要です。

4章 屋外広告物の設計・積算

3 構造計算

(1) 構造計算の種類

屋外広告物、特に、野立広告物を設置する場合、多くの場合、構造計算が利用されます。実物実験や試験場での試験等、構造計算に替わる安全確認方法がありますので、効率的、経済的な構造計算が多用されます。

屋外広告物の構造計算は、電柱方式、建築方式、土木方式があります。どの方式でも安全確認できますが、現場状況により、方式が合致しない場合がありますので、事前に現場を確認し、特定する必要があります。

(2) 野立看板の構造計算

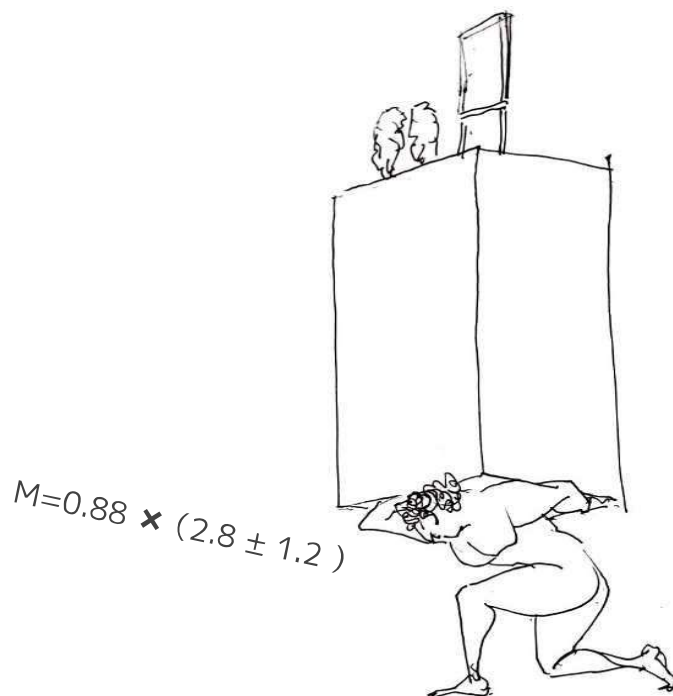
4 m以下であっても、静岡市屋外広告物条例により、安全を確認する必要があります。屋外広告物の許可申請においては、工作物の確認申請で必要な接点強度や部材耐力確認を求めておりません。一般的に、電柱方式（支柱を深く埋め込む方法）、建築方式（基礎形状により抵抗力を複合的に検討する方法）、土木方式（基礎の重さで抵抗する方法）に分けることができます。どの方法であっても、風圧力と地震力の大きい数値を採用して、採用した力に耐えるものでなければなりません。

(3) 建築物に係る構造計算

既存建築物に屋外広告物を設置する場合、建築物の構造計算を確認する必要があります。屋根上に乗せる場合、屋根強度や屋根梁の確認が必要となります。現状から、自重が増加する場合、余力内で収まることの確認が必要となります。設置時点の構造計算であることが必要です。

(4) 取付方法

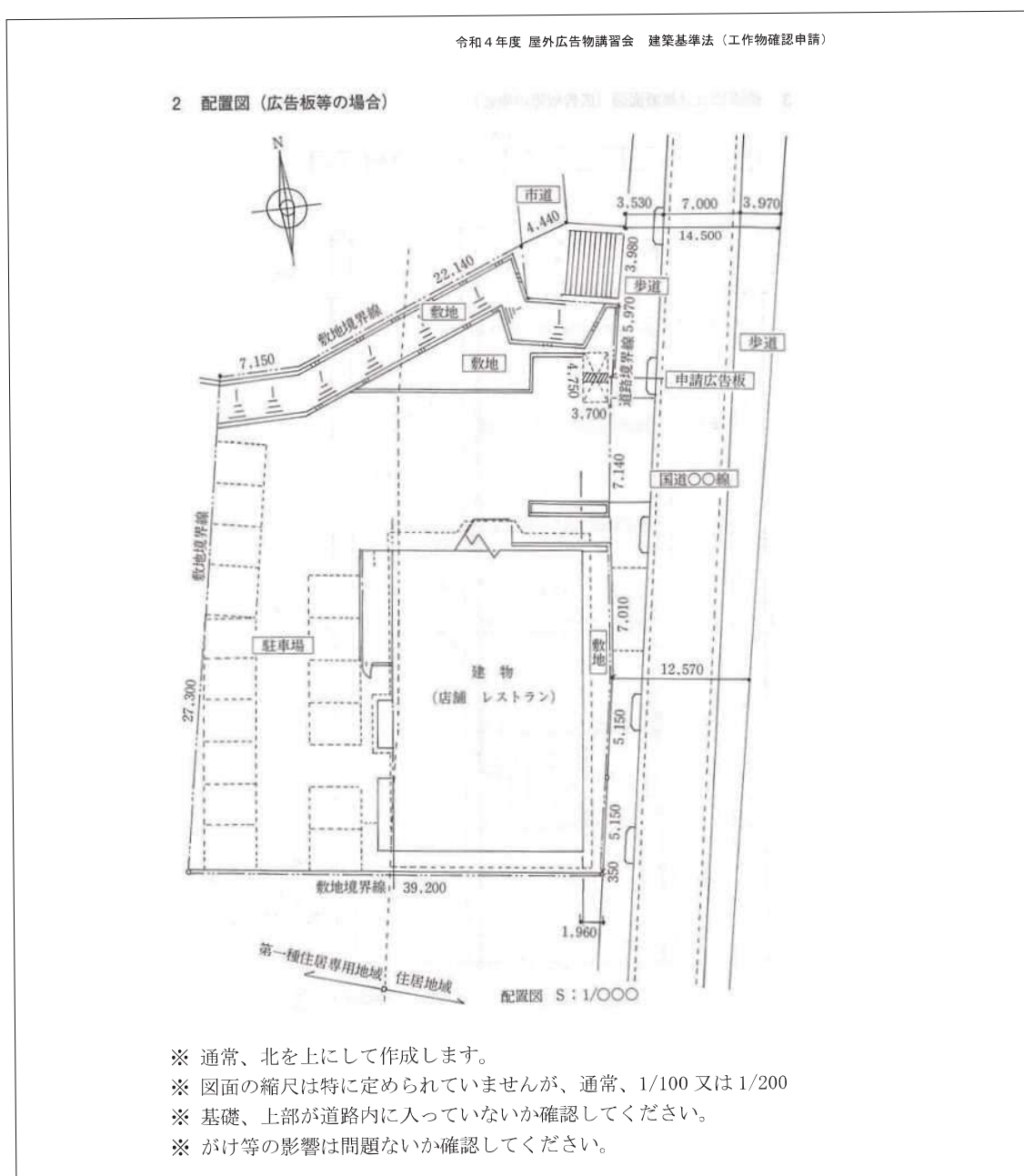
既存建築物に屋外広告物を設置する場合、取付方法の検討が必要となります。外壁や屋根に設置する場合、外壁や屋根は主要構造部にあたりますので、取付金物はJIS規格あるいは国土交通大臣が認定したものでなければなりません。ビス等は、あと施工アンカーに分類される（あと施工アンカー協会資料による）ため、国土交通省告示第1024号に従う必要があります。



4 設計図

(1) 設計図の作成

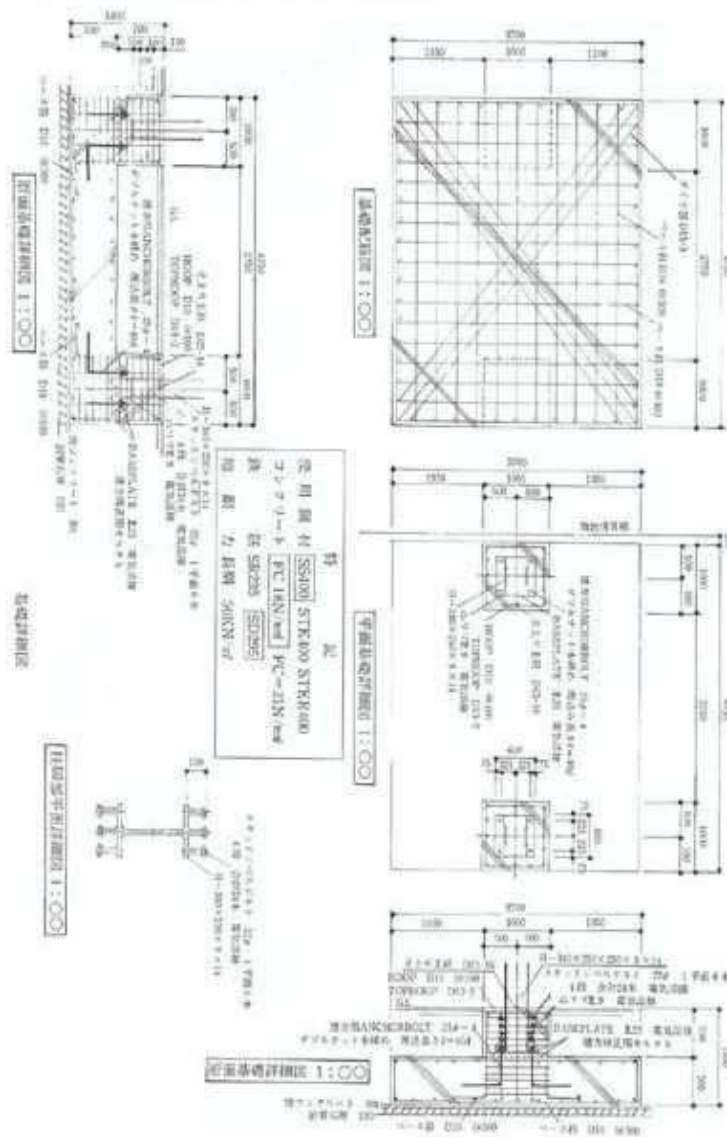
本市屋外広告物条例施行規則により、図面と設計図及び仕様書（以下「設計図等」とする）の提出を求めています。設計図等がなければ許可書は交付されません。許可書は、提出された設計図等に基づき、屋外広告物を設置することが許可されたもので、設計図等に忠実につくらなくてはなりません。そのため、許可申請に添付された設計図等は、現場施工へ伝達されなければならず、安全点検においても活用されなければなりません。設計図等の諸元を現場施工あるいは安全点検で活用することは、社会から求められる最低限のモラルとなります。



4章 屋外広告物の設計・積算

第3章 建築確認申請手続など 1) 確認申請手続

5 構造詳細図（基礎詳細図）（広告板等の場合）



建築士 鈴木 三

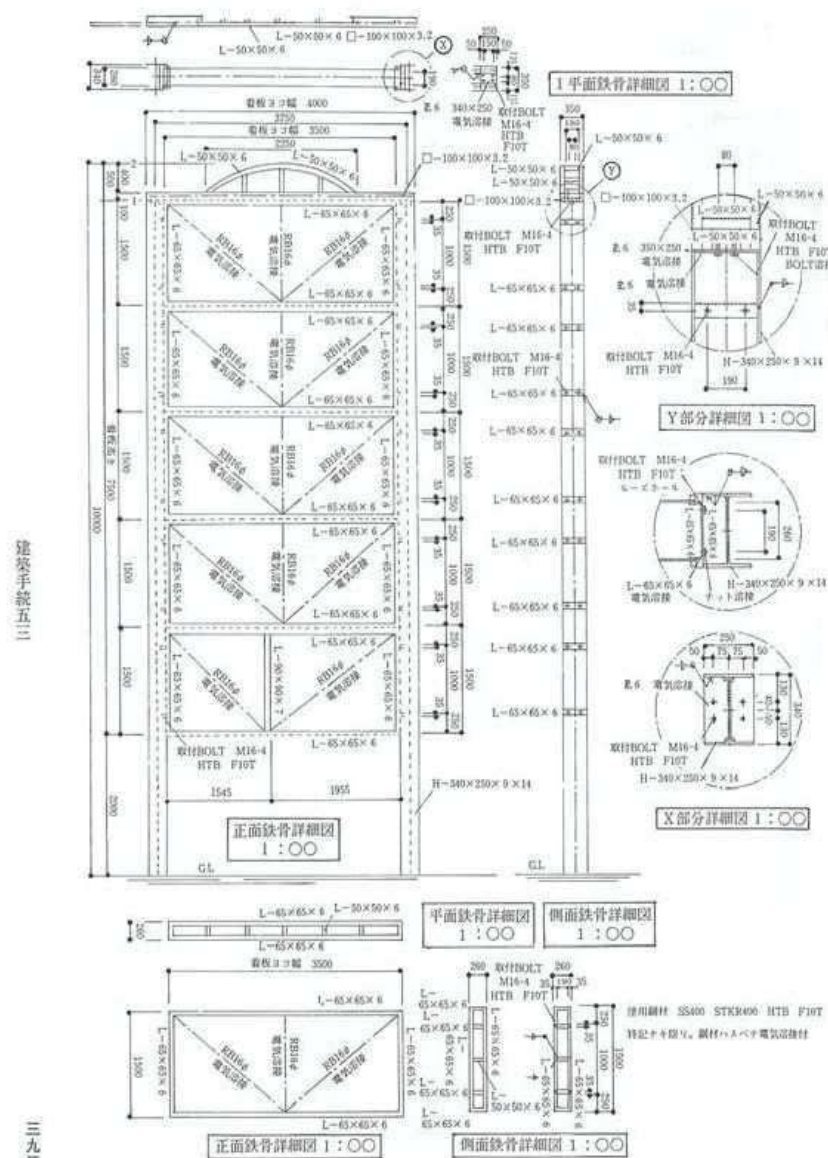
三九四

(2) デザインとの整合性

広告主の要望によりデザインされた広告とフレームを整合させなければなりません。フレームの大きさ、使われている材料により、デザイン面に影響を与える可能性があります。事前に確認しなければなりません。

- ※ 高さ 20 m を超える場合は、避雷設備（避雷針など）を明示。
- ※ 防火地域内に設置する場合は、仕上り材料（不燃材料）などの明示。
- ※ 他の図面との整合がとれているか確認してください。

4 平面図又は横断面図、構造詳細図（広告板等の場合）



5章 屋外広告物の見積・契約

1 見積

(1) 材料の見積（積算を含む）

材料そのものの価格で、詳細に見積書を作成する場合、材料費になる項目となります。見積書作成前に、材料の積算を行います。材種、規格、寸法等を設計図と仕様書のとおり、抽出します。設計図と仕様書がない場合、積算と見積以降に進むことはできません。他に施工事例がある場合でも、設計図と仕様書を確認した後、見積書作成（積算を含む）へ進みます。積算と見積書作成時に、設計図と仕様書を変更してはいけません。変更する場合は、設計者に確認し承諾を受けなければなりません。構造計算完了後に材料等を変更すると、材料の重さや基礎寸法が変わる可能性があるため、構造計算をやり直すことになります。広告主に渡す見積書には、材種、規格等を記載し、詳細に説明する必要があります。他社との価格比較前提に、価格の一式表示、では誠意を欠くことになります。

ウッドショック等、社会情勢の変化により、材料価格が増減する場合がありますので注意しなければなりません。

(2) 施工費用の見積

人工と材料費の合計で算出します。その他、仮設費用等の積算も必要となりますので、パターン化する方も検討してはいかがでしょうか。

No. A1234567 -89 2024年1月23日	御見積書	
〇〇株式会社 御中		
下記の通り御見積申し上げます。		
工事代金 ¥1,000,000 — (上記金額には消費税は含まれておりません)		
工事名 〇〇支店	××株式会社	
工事内容 自立看板製作・設置工事	〇×支店	
御見積条件	〒123-4567 〇〇県××市△△町123-45	
備考	Tel. 123-456-7890(代) / Fax. 123-456-7891	
有効期限 見積有効期限 3か月 とします		

內訖明細書

〇〇支店

[illegible]

内訳明細書

〇〇支店

No	名 称	仕 様	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
	新規自立看板製作費						
	支柱及び本体鉄骨加工	W3500×H2000 全高3900	400	kg	500	200,000	
	鉄骨塗装	さび止め・中塗・上塗	400	kg	100	40,000	
	外装板加工・組込み	SUS 0.8 t	75	kg	2,800	210,000	
	表示面製作	インクジェット出力加工	7	m ²	15,000	105,000	
	図面データ作成費		1	式	45,000	45,000	
	製作諸経費		1	式	50,000	50,000	
	【小計】					650,000	
	自立看板建て方工事						
	基礎工事	1000×1000×900	2	基	62,500	125,000	
	設置工事		3	人	25,000	75,000	
	アンカー工事	ケミカルアンカー M16	8	箇所	5,000	40,000	
	クレーン車	5 t	1	台	30,000	30,000	
	看板運搬費		1	台	30,000	30,000	
	交通誘導員		1	名	15,000	15,000	
	現場経費		1	式	35,000	35,000	
	【小計】					350,000	
	【合計】					1,000,000	

※数量、単価はサンプルです。地域により異なります。

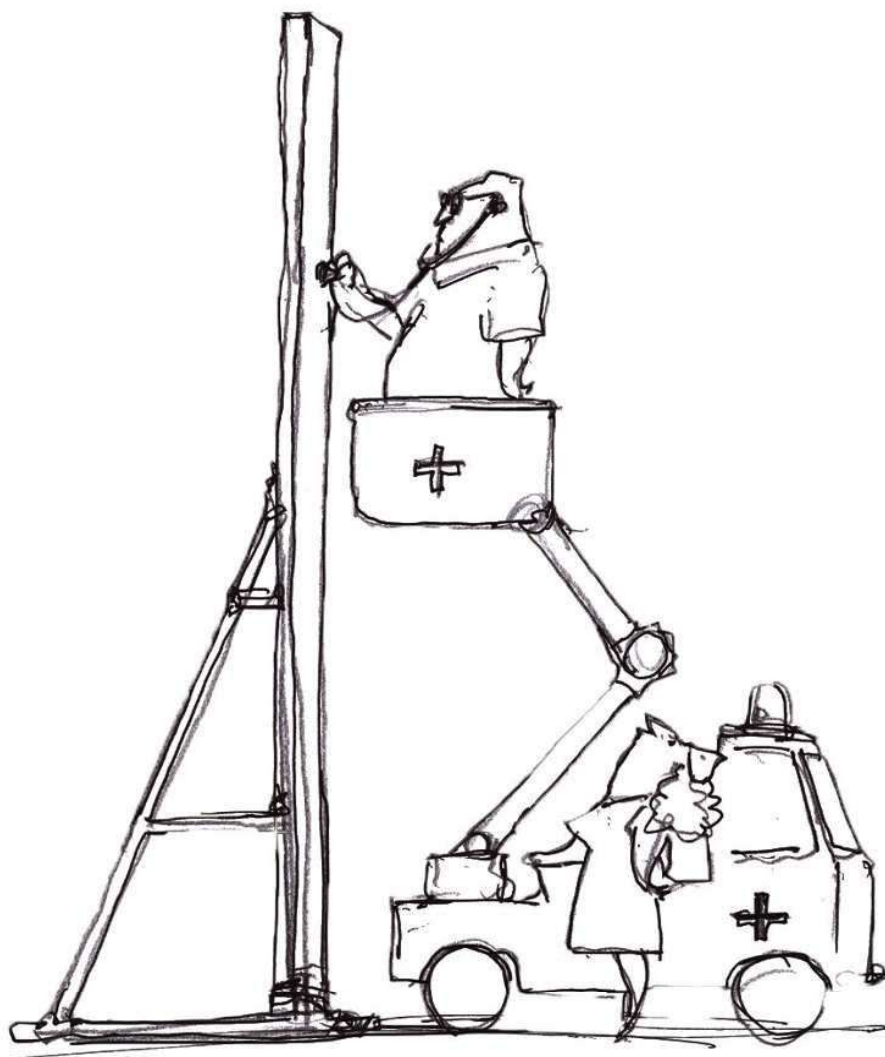
※申請料は別途かかります。

5章 屋外広告物の見積・契約

(3) 安全点検の見積

事前に用意した設計図をもとに、足場や高所作業者等の費用を見込んで算出します。劣化している可能性もあるため、簡単な修繕材料や道具も見込んで算出します。

安全点検の際、点検時のみ、次回の点検まで安全性を保障する等、依頼主とのトラブル防止のため、契約書で確認する必要があります。



2 契 約

(1) 契約書の作成

広告主と条件を照合した上で契約書を作成します。法令手続きはどちらが行うのか等、明確に記載する必要があります。一般的に、屋外広告業を営むものが、手続きに慣れている場合が多いため、法令手続きは屋外広告業を営むものが行う旨、明記しましょう。手続き明記を避け、広告主が行う解釈のもとで仕事するのは、プロとして自覚を疑われることになりますので注意しましょう。静岡市屋外広告物安全点検ガイドラインと本ガイドラインに、契約書のサンプルを掲載してありますので、内容を確認してから使用してください。

(2) 記載事項

責任範囲、費用の支払い方法等、明記しなければなりません。設置後の事故責任にも大きく関わってきますので、事前に契約書により、取り決めます。

6章 屋外広告物の手続き申請

1 屋外広告物許可申請

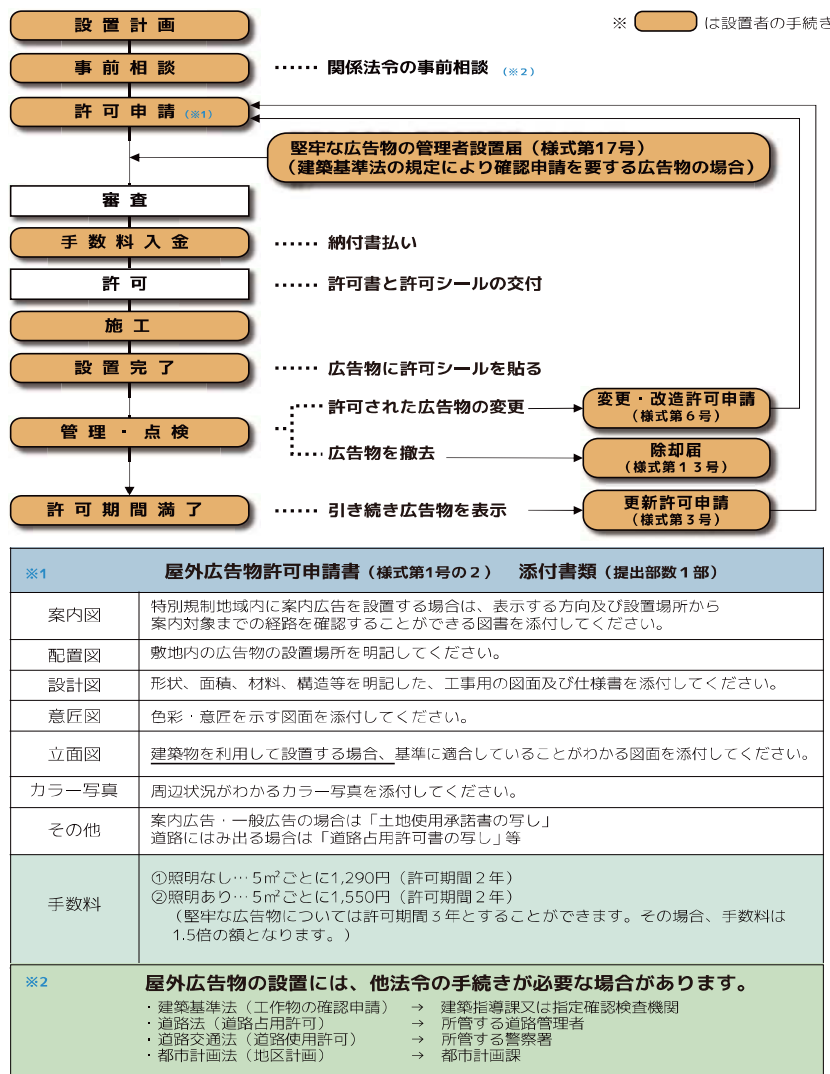
(1) 許可申請書の作成

静岡市屋外広告物要綱の様式に従って、申請書を作成します。屋外広告物の大きさにより、資格が必要になりますので注意が必要です。

規制地域 広告物の表示内容	規制が厳しい ← → 規制が緩い			
	第 1 種 特別規制地域	第 2 種 特別規制地域	第 1 種 普通規制地域	第 2 種 普通規制地域
				
自家広告 自己の名称、店名、商標等を表示するため、自己の営業所、作業所等に表示、設置する広告物 	広告物総面積※ 5㎡以内は 許可申請不要		広告物総面積※ 10㎡以内は 許可申請不要	
	申請不要の総面積を超えた場合、 敷地内すべての広告物の許可申請が必要です。 6 許可の個別基準 ① をご確認ください。			
案内広告（道標・案内図板） 地図又は矢印を使用し、案内対象までの誘導を図るもの 	すべて許可申請が必要です。 6 許可の個別基準 ② をご確認ください。		すべて許可申請が必要です。 6 許可の個別基準 ① をご確認ください。	
一般広告（その他の広告物） 自家広告や案内広告に該当しないもの 	設置は不可です ※デジタルサイネージも原則一般広告として扱います。			

(2) 許可申請書の提出

自治体の屋外広告物条例等に基づき、許可申請書等、自治体への手続きを行わなければなりません。その際、設計図や構造計算等による安全確認は必須となります。経験や勘、プライドを持って仕事をしているから大丈夫、という免除はありません。経験や勘であれば、経験値というデータを積み上げ、安全性を確認しなければなりません。プライドを持って仕事をしているのなら、自治体への手続きはプライドに含まれなければなりません。プライドを持って仕事をしているから、許可申請を提出しない、というのは、どこに根拠があるのか不明ということになります。



図〇 手続きフローチャート

【静岡市の屋外広告物許可書の写しを掲載予定】

【違反の現物写真を掲載予定】

6章 屋外広告物の手続き申請

2 工作物の申請

(1) 工作物の確認申請

4 mを超える場合、建築基準法にもとづく、工作物の確認申請が必要となります。免除規定がないため、4 mを超えた時点で申請対象になります。

① 屋外広告物の確認申請の根拠法令

■工作物の確認申請

【根拠条文】

建築基準法

第6条第1項（確認申請が必要な建築物等）

第88条第1項（指定された工作物は建築基準法の対象である）

建築基準法施行令

第138条（建築基準法の対象となる工作物やその規模等を指定）

■工作物の完了検査

【根拠条文】

建築基準法

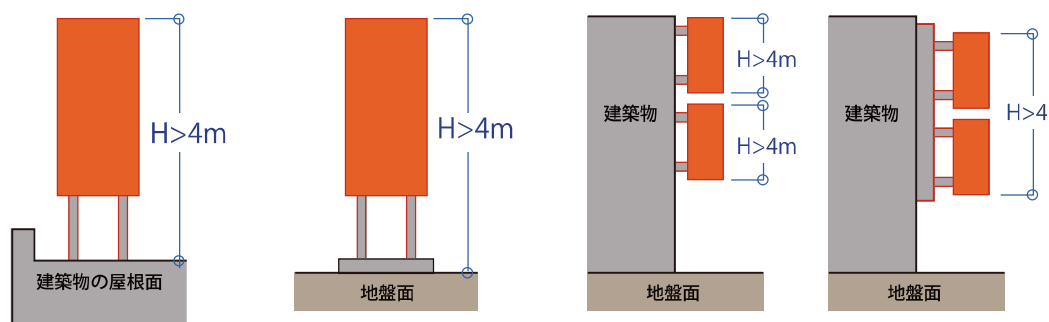
第7条第1項（工事を完了したら完了検査を受けなければならない）

② 確認申請の対象となる屋外広告物

確認申請の対象となる屋外広告物については、建築基準法施行令第138条の第1項第3号に「高さが4 mを超える広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これに類するもの」と、規定されています。

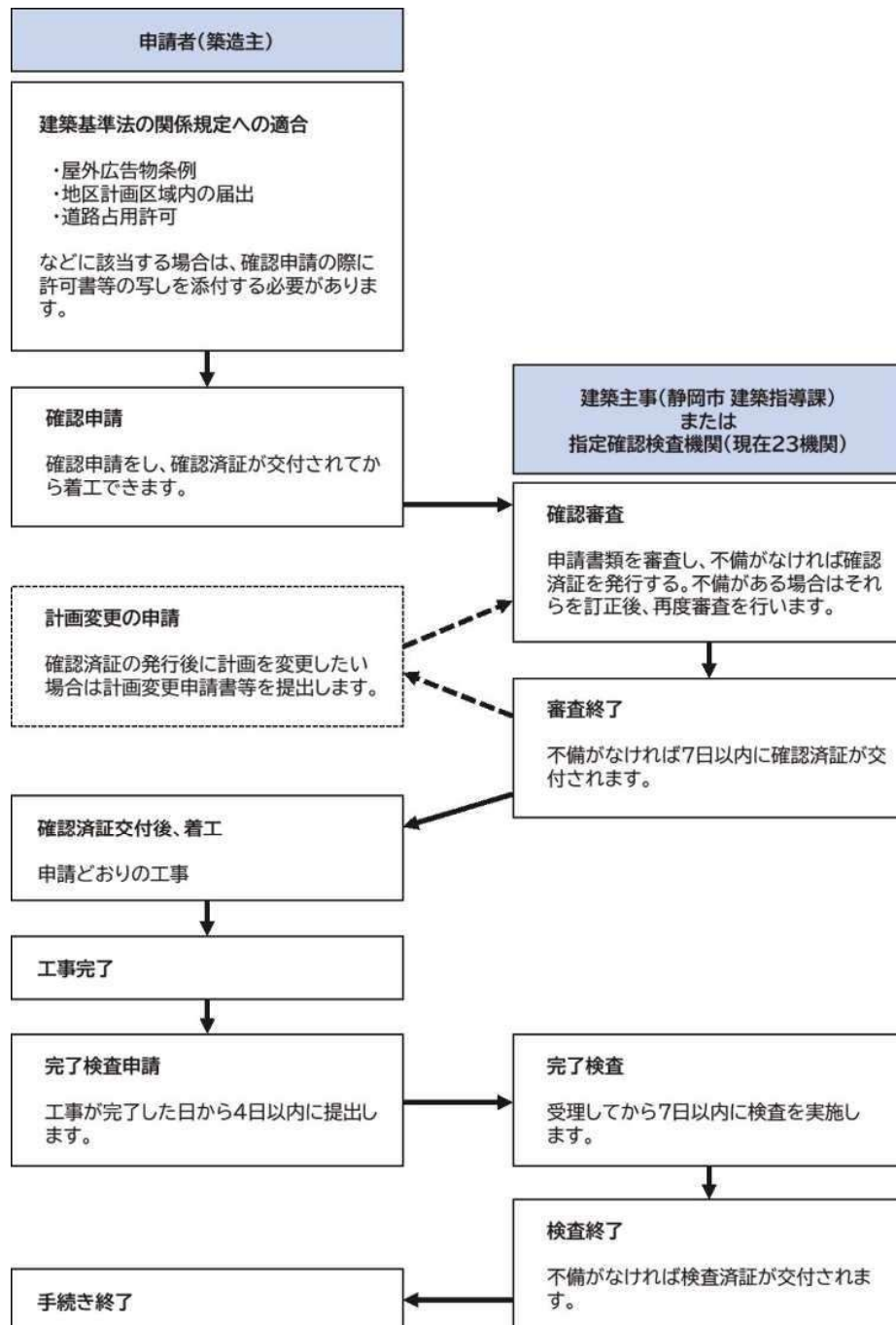
具体的には、屋上広告、野立広告、壁面突出広告の3種類が主に該当します。

高さの算定方法については下の図とおりです。板面の大きさだけでなく、広告板を構成する部材すべてが高さの算定の対象となります。



③ 工作物の確認申請から完了検査までの流れ

工作物の確認申請から完了検査までの流れは以下のとおりです。



6章 屋外広告物の手続き申請

④ 工作物の確認申請の手続き

確認申請手続き概要

申請物	○確認申請書（建築基準法施行規則別記第10号様式） ○確認申請添付図書（建築基準法施行規則第3条） ① 付近見取図 ② 公図写し ③ 配置図 ④ 平面図または横断面図 ⑤ 側面図または縦断面図 ⑥ 構造詳細図 ⑦ 基礎伏図 ⑧ 敷地断面図および基礎・地盤説明書 ⑨ 使用構造材料一覧表 ⑩ 施工方法等計画書 ⑪ 構造計算書 ⑫ 代理者が申請する場合には委任状
申請先	建築主事（静岡市 建築指導課） 指定確認検査機関（現在 23 機関）
申請部数	正本、副本 各1部（計2部）
申請時期	工事着手前 ※申請前に屋外広告物等の許可について協議してください。 ※確認済証の交付を受けなければ工事着手はできません。
確認に要する日数	受理した日から7日以内（不備がない場合）
手数料	○確認申請 17,000 円/件 ○計画変更 9,000 円/件 ※こちらは市に提出する場合の審査手数料です。審査機関により手数料は異なりますので各機関にご確認ください。

⑤ 工作物の完了検査の手続き

完了検査手続き概要

申請物	○完了検査申請書（建築基準法施行規則別記第 19 号様式） ○確認に要した図書 確認申請書の副本・確認済証（写） ○工事状況のわかる写真 基礎部分（配筋・出来形） 看板部分
申請先	建築主事（静岡市 建築指導課） 指定確認検査機関（現在 23 機関）
申請部数	1 部
申請時期	工事が完了した日から 4 日以内
処理に要する日数	受理した日から 7 日以内に検査を実施
手数料	完了検査申請 21,000 円/件 ※こちらは市に提出する場合の審査手数料です。審査機関により手数料は異なりますので各機関にご確認ください。

⑥ 工作物の手続き違反に係る罰則

確認申請や完了検査を怠った場合や虚偽の申請をした場合、「懲役 1 年以内又は 100 万円以下の罰金」が科されます。

罰則の対象者は、設計士や施工者だけでなく、広告主や広告代理店なども含まれる可能性があります。

(2) 申請に係る資格

工作物単体である場合、資格は必要とされません。4 m を超える工作物の構造計算は、初心者では難しいため、設計士等への依頼を検討する必要があります。

6章 屋外広告物の手続き申請

3 道路占用 ・ 道路使用許可

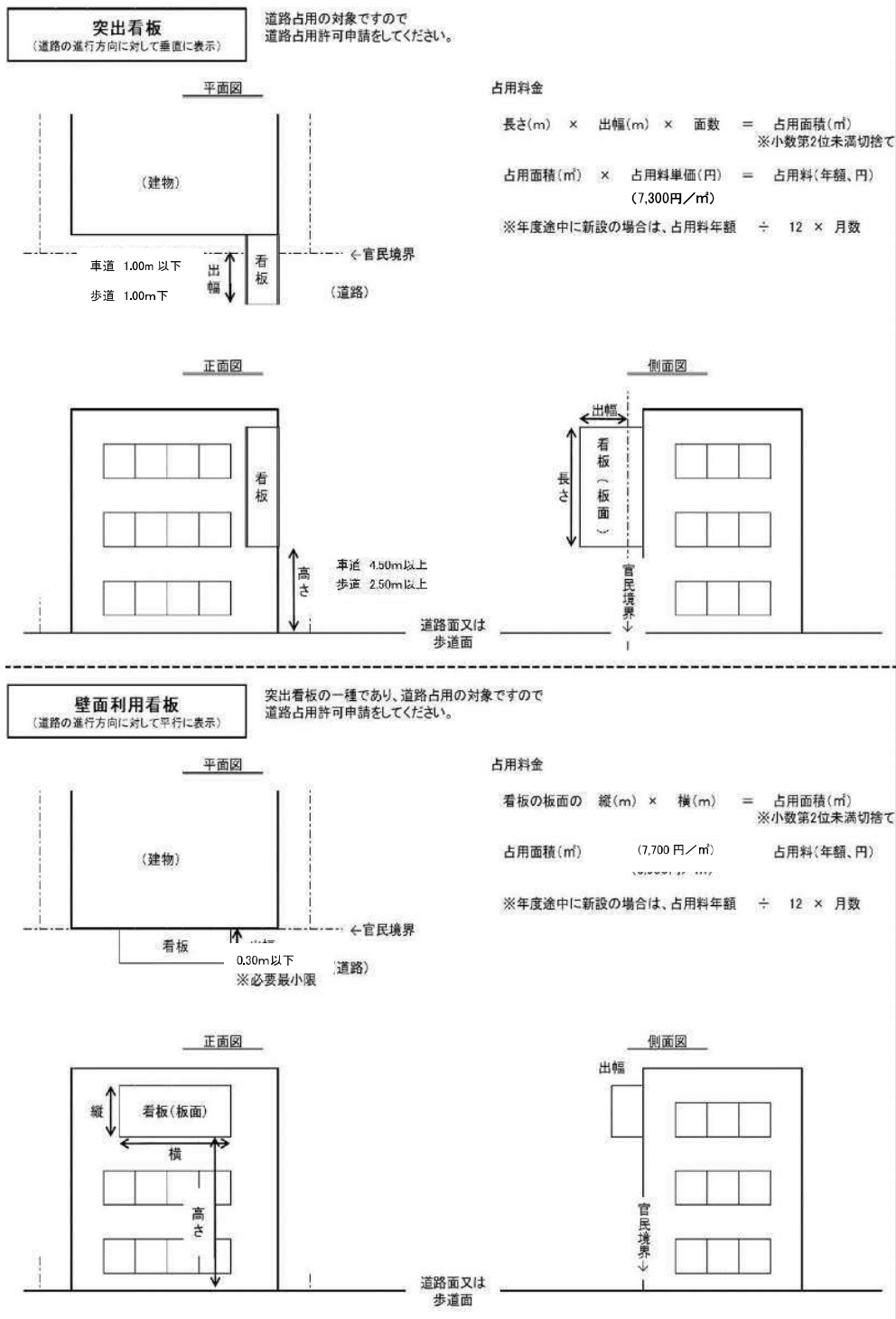
(1) 道路占用

設置する場所が道路区域である場合、道路占用が必要となります。突き出し看板等、上空で道路区域を占用する場合も占用が必要となります。

許可基準

【突出看板】

許可の方針	1 自家用広告物に限り1営業所又は1事業所につき広告物2個の占用を認めるものとする。
占用物件の構造	1 信号機又は道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げないものとする。 2 地色は原則として白色又は淡色とする。 3 反射材料式の構造は、認めないものとする。 4 デザイン及び表示内容は、美観風致を十分に考慮するものとする。 5 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損い、又は公衆に危険を与えるおそれのない構造とする。
占用の場所	1 歩道を有する道路にあっては、広告物の最下部と路面との距離は2.5メートル以上とし、歩道を有しない道路にあっては、広告物の最下部と路面との距離は、4.5メートル以上とする。 2 路面上の出幅は、歩道の有無にかかわらず1メートル以下とする。 3 広告物の上端は、取付け壁面を越えないものとする。
その他	1 静岡市屋外広告物条例の対象となる可能性があるので、占用の許可にあたっては留意すること。 〈関係通達〉 ・「指定区間内の一般国道における路上広告物等占用許可基準について」(昭和44年8月20日付け建設省道政発第52号の2) ・「突出看板及びサインポールの取扱いについて」(平成8年12月18日付け道路維持課路政係事務連絡)



6章 屋外広告物の手続き申請

道路占用許可申請書の添付書類

(看板を新設する場合)

書類の種類	書類の概要	作成のポイント
位置図	施工箇所とその周辺を示した地図	住宅地図程度の縮尺で、施工箇所を赤で示す
平面図	施工箇所を上から見た図	占用する道路の幅及び民地との境、看板の出幅等を示す
断面図 (立面図)	施工箇所を横から見た図	占用する道路の幅及び民地との境、看板の出幅や路面からの高さ等を示す
構造図	看板の構造を示した図	看板の取付方法、板面のデザイン等を示す
交通規制図	施工に伴う交通規制の方法を示した図 (規制を伴わない場合は不要)	平面図上に作業車両、仮囲い、警備員等の配置位置を示す
現況写真	施工箇所の現況を示した写真 (遠景、近景)	看板の設置予定位置を赤で示す

※すでに許可されている看板の許可内容を変更する場合も、添付書類は上記のものとほぼ同じですが、変更内容がわかるようにしてください。

様式第五(第四条の三関係)

許可申請書記入例
(突出看板の場合)

(あて先) 静岡市長

道路占用許可申請書

新 更 変 第 号
規 則 日

許可後は「占有者」となり、占有者は看板の管理について責任を負うことになるほか、占用料の請求先となります

住所 静岡市駿河区****
ふりがな かぶしがいいし****
申請者氏名 株式会社****
電話 054-***-****

担当者住所 静岡市駿河区****
(工事人)氏名 ***株式会社
電話 054-***-****

道路法第32条の規定により許可を申請します。
第35条

路線名は静岡市HP中の「静岡市道路台帳図情報」で検索できます

占用の目的	看板の設置		
占用の場所	路線名	国道・県道(主要・一般)・市道	青葉通線 車道・歩道・その他
占用物件	場所	静岡市 駿河区 昌服町一丁目水*	看板の板面のうち道路に出る部分の面積を記入 **㎡
	名称	突出看板	看板の板面のうち道路に出る部分の寸法を記入 板面 **m×**m×2面 (表示:「*****」)
占用の期間	令和**年**月**日から 令和**年**月**日まで	設置から5年度めの 3月31日まで	本体鉄骨造 外装板金加工 表示面プラスチック板
工事の期間	令和**年**月**日から 令和**年**月**日まで	工事実施 の方法	直営 請負 交通規制方法(車両通行止)
道路の 復旧方法	本復旧面積 ㎡ (タイプ)	添付書類 (○で囲む)	復旧 平面図 断面 構造 状況写真 交通規制図 占有物件確認書 その他
備考			

記載要領

1. 「許可申請」、「第32条」及び「許可を申請」については、該当するものを○で囲むこと。
2. 「第35条」については、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合には、従前の許可書又は回答書の番号及び年月日を記載すること。
3. 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
4. 申請者(申請者が法人である場合は代表者。以下同じ。)が氏名の記載を自署で行う場合又は申請者の本人確認のため道路管理者が別に定める方法による場合においては、押印を省略することができる。
5. 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。
「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
6. 変更の許可申請にあつては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを()書きすること。
7. 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、該当するものを○で囲むこと。

6章 屋外広告物の手続き申請

以下のことは、占有者(施主)の方にもお知らせしてください。

店頭の立看板等について

店頭の立看板やのぼり旗は、通行の妨げになったり、交通の見通しが悪くなったりすることから、道路への設置を認めておらず、道路占用の許可申請をされても許可できません。

最近、こうした立看板やのぼり旗が通行の妨げになるとの苦情が多くの市民等から寄せられています。通行人へお店を宣伝したいご事情もわかりますが、民有地内へ置くなど通行の妨げにならないようにお願いします。

占用料金について

1 道路占用料単価の改定について

令和3年4月に占用料金の改定があり、現在の看板の占用料は以下のとおりです。

表示面積1㎡につき1年: 7,300円

2 占用料の計算方法について(看板の場合)

看板の板面のうち、道路区域に出ている部分の面積(長さ×出幅、両面の場合は2倍)に単価を乗じて算出します。なお、面積は0.01㎡未満の端数は切り捨てて計算します。

(例)長さ3.96m、出幅0.8m、両面の場合

①面積: $3.96\text{m} \times 0.8\text{m} \times 2\text{面} = 6.336\text{㎡}$ (→6.33㎡)

②占用料: $7,300\text{円} \times 6.33\text{㎡} = 46,209\text{円}$ (年額)

※年度途中で新設の場合、その年度の占用料は占有開始から3月までの月割計算となります。次の年度から年額となります。

(例)上記の看板を2月15日から占有を開始する場合: 年度内の占有期間は2ヶ月
 $46,209\text{円} \div 12 \times 2 = 7,701.5\text{円} \rightarrow 7,701\text{円}$

3 占用料の支払い方法について

占有初年度は許可書といっしょに、次年度以降は4月に郵送で、それぞれ占有者あて納入通知書を発行します。納入通知書に書かれている金融機関の窓口で期限内にお支払いください。

※コンビニエンスストアでの納付や、口座振替による納付はできません。

許可の更新について

看板の占用許可期間は5年以内と定められており、満了日は5年度目の年度末までとなります。
例：令和5年度中に占用開始の看板は、令和10年3月31日まで。

許可日～R6/3/31	R6/4/1～R7/3/31	R7/4/1～R8/3/31	R8/4/1～R9/3/31	R9/4/1～R10/3/31
令和5年度 (初年度)	令和6年度 (2年度目)	令和7年度 (3年度目)	令和8年度 (4年度目)	令和9年度 (5年度目)

占用期間最終年度（5年度目）の1月中に、更新手続きの案内文を占有者あて郵送しますので、引き続き占用したい場合は、案内に従って更新申請書を提出してください。

また、更新の際に占用物件の安全確認をお願いしています。看板が道路上へ落下するなどの事故を未然に防止するため、占有者が安全を確認し、その結果を書いて更新申請書と一緒に提出してもらいます。危険な場合には撤去や修理もお願いすることになりますので、ご協力をお願いします。

更新申請があったものについては、内容を審査のうえ翌年度4月に許可書と占用料の納入通知書を郵送します。

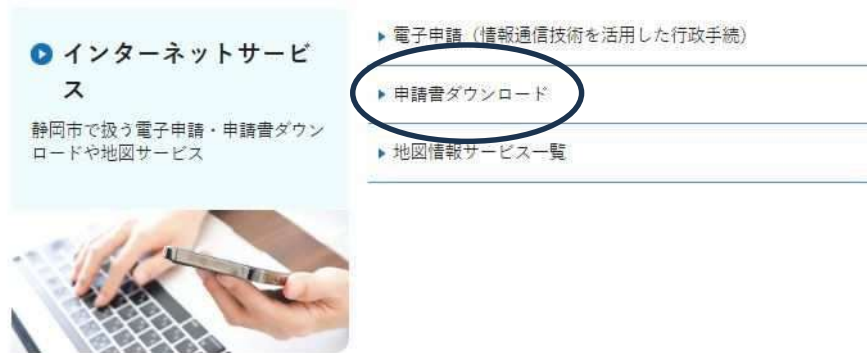
なお、すでに看板を撤去したのに占用料の請求が来た、という事案が多くみられます。占用期間中に撤去（廃止）、所有者変更などが発生した場合には、すみやかに所定の手続きを行ってください。（下の「各種手続きについて」参照）

ケース		書類書類
ア	・ 看板を新設する ・ すでにある看板の許可をとりたい	道路占用許可申請書 (新規)
イ	・ 許可済みの看板の大きさを変えたい	道路占用許可申請書 (変更)
ウ	・ 許可済みの看板がすでに無い ・ 許可済みの看板を撤去予定	道路占用廃止届
エ	・ 相続、会社合併等すでに申請者(占有者)が変わっている ・ 相続、会社合併予定	道路占用権利義務承継届
オ	・ 看板の権利をすでに他の人に譲ってある ・ 看板の権利を他の人に譲る予定	道路占用権利義務譲渡許可申請書
カ	・ 会社名、団体名、代表者名が変わっている ・ 会社名、団体名、代表者名が変わる予定 (エ、オ以外の場合)	道路占用・施行承認変更届
キ	その他	お問い合わせください。

6章 屋外広告物の手続き申請

申請書ダウンロードについて 【「道路占用許可申請書」をダウンロードする場合】

1. 「インターネットサービス」から「申請書ダウンロード」を選択します。



2. 検索画面にてキーワード検索…「道路占用」と入力して、検索ボタンを押します

**申請書ダウンロード**

このサービスは、市民や事業者の方が市に対する申請・届出等を行う際に、インターネットを通じて、各家庭や職場のパソコンから申請書・届出書等をダウンロードし、印刷できるようにしたサービスです。
システムのメンテナンスを除き、24時間365日利用することが出来ます。

お知らせ

2024年01月15日: 新型コロナウイルスワクチンの接種証明書はこのホームページからは現在ダウンロードできません。下記のファイルを参照し、静岡市のホームページからダウンロードしてください。新型コロナウイルスのワクチン接種証明書について

申請書検索

キーワード検索
申請・届出の名称・届出内容で検索することが出来ます。

検索

条件をクリア

五十音検索
申請・届出の名称の頭文字から検索できます。

あ	い	う	え	お	か	き	く	け	こ	さ	し	す	せ	そ
た	ち	つ	て	と	な	に	ぬ	ね	の	は	ひ	ふ	へ	ほ
ま	み	む	め	も	や	ゆ	よ			ら	り	る	れ	ろ
わ														

3. 検索結果の中から「道路占用許可申請書」を選択します

※「道路占用許可申請書」のほか、この画面に掲載されている書類をダウンロードできますので、必要に応じてご利用ください。



5. 「提出書類」欄にある「(1)道路占用許可申請書(EXCEL形式、47KB)」を選択します

※この画面には、必要書類や提出窓口、提出時期などが案内されていますので、ぜひご覧ください。



(2) 道路使用許可

屋外広告物を設置する際、通過車両や歩行者を回避させる必要がある場合、道路使用許可の申請が必要となります。1か月程度の期間が必要となりますので、事前に協議しなければなりません。

(3) 河川占用

設置する場所が河川区域である場合、河川占用が必要となります。当該河川の管理者への申請が必要となるため、国、県、市、どの自治体が管理しているのか、事前に調査しなければなりません。

6章 屋外広告物の手続き申請

4 地区計画等との協議

(1) 地区計画

地区計画が定められている地域がありますので、事前に調査が必要となります。静岡市の都市計画図サイトで確認することが可能となっています。

(2) 色彩協議

静岡市内で、色彩協議が必要な地域があります。広告景観地域とみなと色彩がありますので、それぞれ所管への問い合わせが必要となります。